

足寄町住宅用太陽発電システム導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、資源制約がなく環境負荷の少ないクリーンなエネルギーである太陽光エネルギーを利用した住宅用発電システム（以下「発電システム」という。）の導入促進を目的とし、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、発電システムとは、住宅（店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）の屋根等に設置され、太陽光により発電するシステムをいう。

(補助対象システム)

第3条 補助対象となる発電システムは、次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する足寄町内の住宅に太陽光発電システムを設置する者、又は建売住宅供給者等から足寄町内において発電システム付き住宅（新築のものに限る。）を購入する者とする。
- (2) 設置する発電システムは、未使用のものであること。
- (3) 低圧配電線と逆潮流有りで連系し、電力会社と電灯契約を締結するものであること。
- (4) 財団法人省エネルギーセンターに登録された省エネナビ（消費電力の総量を金額に換算して表示する機器システム）が設置されていること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、発電システムの設置に要する費用のうち、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 町が交付する補助金の額は、発電システムの出力値4キロワットまでとし、1キロワット当たり50,000円で計算した額とする。

- 2 最大出力値に1キロワット未満の端数があるときは、少数点以下3位を四捨五入するものとする。
- 3 前2項の規定により計算した額に、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、足寄町補助金等交付規則（昭和49年規則第

4号。以下「補助金規則」という。)に定める別記第1号様式により申請するものとする。

2 前項の申請には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている契約書の写し
- (2) 発電システムの最大出力値が確認されるもの
- (3) 町が発行する納税証明書

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認められた場合は補助金の交付決定を行い、その決定の内容及び必要な条件を付して補助金規則に定める別記第4号様式その1により通知する。

(補助事業の実績報告等)

第8条 前条の補助金交付の決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が補助事業を完了したときは、補助金規則に定める別記第6号様式に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 発電システムの設置状態を示す写真
- (2) 発電システムの設置費に係る領収書の写し
- (3) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) 補助事業者の住民票

(補助金の確定通知等)

第9条 町長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容の審査及び発電システムの検査を行い、設置要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金規則に定める別記第7号様式により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助の対象となった発電システムを10年を経過することとなるまで、町長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 町長は、補助金の交付を受けた者が前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に返還させることができる。
- 3 本補助制度により取得した発電システムは、設置後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(補助金の決定の取消等)

第11条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 対象事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正行為によって補助決定及び補助金を受けたとき。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金交付の決定の全部又は一部を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(定期報告)

第13条 補助金の交付を受けた者は、発電システムの設置後2年間、次の事項について、町長に報告するものとする。

- (1) 月次の発生電力量、売電電力量及び買電電力量（半年毎）
- (2) 月次の消費電力量、省エネ度（消費電力の削減率）（半年毎）
- (3) 対象システムが故障した場合は、故障の内容及び停止の期間（半年毎）
- (4) 対象システムの満足度（使い勝手、形状、スペース等）、対象システムの設置に伴う日常生活における変化（省エネルギー意識の変化等）（年度毎）

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

別 表

| |
|----------------|
| 太陽電池モジュール設置費 |
| 架台設置費 |
| 接続箱設置費 |
| 直流側開閉器設置費 |
| インバーター設置費 |
| 保護装置設置費 |
| 発生電力量計設置費 |
| 余剰電力販売用電力量計設置費 |
| 配線・配線器具設置費 |
| 省エネナビ設置費 |
| その他工事に関する費用 |